

④ 一括償却資産を除却した場合

Q : 当社は、前期においてパソコンを10台購入し、一括償却資産としてその合計額の3分の1を損金算入しました。しかし、今期になってそのうち3台が不要になりましたので除却しましたが、その帳簿価額の全額を損金の額に算入してよろしいでしょうか？

A : 一括償却資産は、除却した場合であっても、3分の1の損金算入限度額に達するまでの金額しか損金の額に算入することはできません。

【解説】

この規定は、企業が20万円未満の減価償却資産を取得した場合には、事業年度ごとに一括して3年間で償却できるという規定ですが、この規定が設けられた趣旨には、企業がその減価償却資産を個別管理することによる事務負担を配慮しようという経緯がありますので、期中にその減価償却資産を除却したとしても、その規定に基づいて償却(3年間で償却)していかなければなりません。

また、法人税でも、法人が、一括償却資産について、法人税の規定による一括償却資産の損金算入の適用を受けることとした場合には、同規定に定める損金算入限度額の範囲内で一括償却資産の取得価額を損金算入することとしていますので、たとえ法人がその一括償却資産を除却等した場合であっても、その帳簿価額の全額をその除却時の損金とすることは認められません。なお、この取扱いは、一括償却資産の全部又は一部を譲渡した場合も同様に取扱われます。

